



平成 23 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 J S R 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 小 柴 満 信
(コード番号 4185 東証第一部・大証第一部)
問 合 せ 先 広 報 部 長 櫻 井 秀 雄
電 話 番 号 03 (6218) 3517

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 17 日開催予定の第 66 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 当社は、執行役員制度による意思決定・業務遂行の迅速化および経営監督機能の強化を図っておりますが、取締役会の経営監督機能を更に強化・拡充するため、平成 23 年 6 月 17 日付けで役員制度を改定し、取締役の業務執行機能を執行役員に一元化し、取締役会長および取締役社長を除く役付取締役を廃止いたします。これに伴い現行定款第 21 条第 2 項を一部変更するものであります。
- ② 社外取締役の職務遂行に際し、その能力を十分に発揮し期待される役割を果たし得る環境を整え、また、社外取締役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、その責任を法令の限度における範囲にとどめるべく、当社と社外取締役との間に責任限定契約を締結できる旨を変更案第 22 条として定めるものであります。
なお、本議案を本総会に提出することにつき、各監査役の同意を得ております。
- ③ 社外監査役の職務遂行に際し、その能力を十分に発揮し期待される役割を果たし得る環境を整え、また、社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、その責任を法令の限度における範囲にとどめるべく、当社と社外監査役との間に責任限定契約を締結できる旨を変更案第 31 条として定めるものであります。
- ④ 上記の変更に伴い必要となる条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 23 年 6 月 17 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 23 年 6 月 17 日 (金)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を執行する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、<u>取締役会長 1 名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 22 条 ~ 第 29 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 30 条 ~ 第 36 条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、<u>また、</u>取締役会長 1 名を選定することができる。</p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第 22 条 本会社は、<u>社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任については、社外取締役との間で、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度として、その責任を負担する旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第 23 条 ~ 第 30 条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第 31 条 本会社は、<u>社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任については、社外監査役との間で、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度として、その責任を負担する旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第 32 条 ~ 第 38 条 (現行どおり)</p>